

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和2年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
静岡地方法務局	静岡県静岡市駿河区下川原二丁目
静岡地方法務局	静岡県静岡市駿河区下川原五丁目
静岡地方法務局	静岡県静岡市駿河区用宗三丁目
静岡地方法務局	静岡県静岡市駿河区用宗四丁目
静岡地方法務局	静岡県静岡市駿河区用宗五丁目
沼津支局	静岡県駿東郡清水町徳倉
沼津支局	静岡県駿東郡清水町戸田
沼津支局	静岡県駿東郡清水町の場
沼津支局	静岡県駿東郡清水町湯川
掛川支局	静岡県掛川市大池
掛川支局	静岡県掛川市初馬
掛川支局	静岡県掛川市細谷
掛川支局	静岡県掛川市領家
藤枝支局	静岡県榛原郡川根本町上長尾
藤枝支局	静岡県焼津市浜当目
藤枝支局	静岡県焼津市浜当目三丁目